

2021年9月24日

日立市産廃処分場周辺道路整備事業費用支出差止請求住民訴訟

水戸翔合同法律事務所 弁護士 三村悠紀子
(TEL 029-231-4555 FAX 029-232-0043)

1 本訴訟の概要

茨城県は、笠間市に設置されている産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」に代わる新たな産業廃棄物最終処分場の整備候補地として、日立市諏訪町日立セメント太平田鉱山跡地（以下「本件候補地」という）を選定した。

しかしその後、茨城県は、本件候補地への搬入車両が通行するための道路として、既存道路のみを利用するとの当初の計画から、新設道路を整備して利用するとの極めて大きな計画変更を行った。

本訴訟は、同道路新設事業に関する公金支出等の差し止めを求めて提起した裁判である。

2 道路新設事業に対する公金支出の違法性

【本件候補地を最終処分場候補地として選定したことの違法性】

- ① 本件候補地が洪水・土砂崩れの危険が高い特質を有することの看過
 - ・本件候補地は唐津沢と呼ばれる沢地で、もともと周辺から水が流れ込んでくる地形
 - ・日立セメントによる採掘により断崖絶壁に囲まれた急峻な深い谷地となっている
 - 集中豪雨の際には洪水が生じ、土砂崩れが生じる高い危険性を内包している。
- ② のちに計画変更が必要となるほどの周辺道路状況や交通安全への影響等の検討不足
 - ・当初の想定：国道6号～梅林通り～県道37号～本件候補地
 - 計画変更後：国道6号～山側道路～新設道路～本件候補地
 - ・当初ルートは市街地を横断するルートであり、大型車両が通行することになれば、周辺住民への交通安全に悪影響となることは明白であったのに、これを看過した。

【本件候補地最終処分場建設及び道路新設を推し進めることの違法性】

- ③ 道路新設のために莫大な費用支出が見込まれること
 - ・山側道路（新設道路が隣接する予定）はその整備費用として1kmあたり46億円を要したことからすると、4～5kmの道路を新設するのに184～230億円ないしはそれ以上の膨大な費用が必要になるものと見込まれる
- ④ 道路新設を踏まえると日立市諏訪町の評価は他候補地の評価を下回ること
 - ・道路新設を含めた本件候補地最終処分場建設事業全体を評価すると、本件候補地は自然環境及び生活環境への影響が大きく、事業効率性も低く、選定の最終候補地であった他2箇所（城郷町上古内、常陸太田市和田町）以下の評価となる。